

杉並区病児保育予約システム導入及び運用保守業務公募型プロポーザル 質問と回答

杉並区病児保育予約システム導入及び運用保守業務公募型プロポーザルに関する質問について、以下の通り回答いたします。

No.	該当資料	頁	項目	質問内容	回答
1	実施要領	1	3 参加資格	応募の時点で入札参加資格を有している必要はありますか。	入札参加資格を有している必要はありません。
2	実施要領	1	3 参加資格	「国、他自治体等の官公庁において病児保育の予約システム導入業務及び運用保守業務につき、直近5年以内に、引き続き1年以上の業務実績があること」が参加資格となっておりますが、現時点で1年未満の実績となっている場合、本件プロポーザルの参加資格の要件を満たさないものとして取り扱われる可能性がございましたでしょうか。	参加資格を満たしていないものとして取り扱います。
3	実施要領 別紙2-1「提出書類一覧①（財務関連書類用）」 別紙2-2「提出書類一覧②（企画提案書類用）」	2, 3, 8, 9	提出書類	参加申込の際に別紙2-1「提出書類一覧①（財務関連書類用）」の書類を、企画提案書の提出の際に別紙2-2「提出書類一覧②（企画提案書類用）」の書類を提出するという認識でよろしいでしょうか。	実施要領の2、3ページにあるとおり、7月15日（火）午後5時までに様式2「参加申込書」をご提出ください。 7月22日（火）午後5時までに企画提案書等（別紙2-1「提出書類一覧①（財務関連書類用）」及び別紙2-2「提出書類一覧②（企画提案書類用）」に記載されている書類）をご提出ください。 参加申込書を提出せずに、企画提案書等を提出することはできませんので、ご注意ください。
4	別紙2-1「提出書類一覧①（財務関連書類用）」	8	提出書類	キャッシュフロー計算書を作成しておりません。この場合、どのように対応すればよろしいでしょうか。	キャッシュフロー計算書を作成していない場合、代替として一会計期間における現金の流れが把握可能な書類を直近3期分、ご提出ください。書類の提出ができない場合は、選定会議での審査に影響を与える可能性があることを了承のうえ、そのほかの財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）をご提出ください。
5	別紙1「業務内容説明書」	11	6（1）予約システムの設計・構築	予約システムはLGWAN回線ではなく、インターネット回線を利用する認識で相違ないでしょうか。	相違ありません。
6	別紙1「業務内容説明書」	12	6（2）システムの要件1⑥データ管理	システムのデータはクラウド上に保存されますが、システムから出力したCSVデータ等は出力を行った者（市職員または施設職員）の操作によってクライアント側に保存されることとなりますが問題ないでしょうか。	システムから出力したCSVデータ等を職員が業務に利用するPC等に保存することは問題ありません。
7	別紙1「業務内容説明書」	13	6（2）システムの要件2③区登録番号との連携	区登録番号は児童情報と紐づけ、利用履歴を区登録番号で検索する際や、統計情報の出力時に連携する認識で相違ないでしょうか。	病児保育室を利用するためには、事前利用登録が必要になります（対象となる方かどうかを事前に審査し、区登録番号を交付しています）。病児保育室を利用できる方かどうかを区登録番号が交付されているかどうかで判断するため、システム上で区登録番号を入力できるようにする等、区登録番号の活用・連携が必要になります。また、児童情報と紐づけられた区登録番号を利用し、利用履歴や統計情報の管理を行います。
8	別紙1「業務内容説明書」	13	6（2）システムの要件2④登録する利用者情報	利用者情報の入力が必要な施設共通の登録となるため、施設ごとに必須入力項目などを設定することができない場合、施設ごとに入力項目の設定、必須入力、任意入力の設定が可能な予約情報の入力機能を代替機能と考えてもよいでしょうか。	システム標準機能で対応できず、代替機能での対応となる場合は、どのように代替するのか等、その具体的な内容を様式7の備考欄にわかりやすく記載してください。
9	別紙1「業務内容説明書」	14	6（2）システムの要件3⑦医師連絡票の案内	仮予約から予約確定になるタイミングはいつになりますか。医師連絡票の作成を依頼できる段階で予約は確定している認識で相違ないでしょうか。	【医師連絡票が必要な施設の場合】 現在は利用者から病児保育室に電話連絡をいただき、病児保育室職員が子どもの症状・病状等、様々なことを聞き取り、隔離室の状況や受託するそのほかの子どものことも踏まえて、預かれるかどうか判断し、予約を確定しています。そのため、予約システムにおいても病児保育室職員が利用者が入力した内容を確認し、隔離室の状況や受託するそのほかの子どものことも踏まえて、預かれるかどうか決定し、システム上で予約を確定したい考えです。 【医師連絡票が必要な施設の場合】 現在は利用者から病児保育室に電話連絡をいただき、病児保育室職員が子どもの症状・病状等、様々なことを聞き取り、隔離室の状況や受託するそのほかの子どものことも踏まえて受け入れ可能かを仮判断します。病児保育室職員から受け入れ可能という仮判断を受けた利用者（仮予約の状態）は、医療機関を受診し、医師連絡票の作成を医師に依頼します。医療機関から医師連絡票を受け取った後、利用者は再び、病児保育室に電話連絡し、医師連絡票の内容等を病児保育室職員に伝え、職員は、預かることが可能かどうかを改めて判断し、予約を確定しています。病状や病名によってはお預かりできない場合もあります。予約システムにおいても上記のような流れで予約を確定したい考えです。 医師連絡票作成の段階で予約は確定しているものではなく、医師連絡票の内容を確認し、利用可能かどうかを改めて判断し、予約は確定されます。
10	別紙1「業務内容説明書」	16, 17	11 著作権その他知的財産権	著作権の対象は「本事業により新たに制作した制作物」となっていますが、「制作物」とは「病児保育予約システム」そのものではなく、システムの導入を告知するためのチラシなどを指していると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	該当資料	頁	項目	質問内容	回答
11	別紙1-1「個人情報に係る特記仕様書」	19	6 複写及び複製の制限	システムのバックアップは当社の情報管理責任者の管理下で行えば問題ないでしょうか。	複写・複製の制限には該当するものの、事業継続性等の観点からデータのバックアップは必要であると考えられることから、本件については業務に必要な範囲内でバックアップを作成することは差し支えありません。
12	別紙1-1「個人情報に係る特記仕様書」	19	7 個人情報の返還・廃棄	「区の指示する方法により速やかに廃棄」との記述がありますが、対応できない方法を指示された場合は協議のうえ決定すると考えてよろしいでしょうか。 (例) データセンターのサーバのハードディスクを物理破壊	お見込みのとおりです。
13	別紙1-1「個人情報に係る特記仕様書」	19	8 個人情報の取扱いに関する実地検査	「報告書の提出の提出」とありますが、「報告書の提出」と読み替えて問題ないでしょうか。	問題ありません。 個人情報に係る特記仕様書の『8 個人情報の取扱いに関する実地検査』についての正しい表記は以下のとおりです。 区は、個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等に立入り、個人情報の管理状況等について実地検査を実施することができる。但し、契約期間が1年を超えるものについては、契約期間内に1回以上、実地検査を行うものとする。 実地検査は、報告書の提出に代えることができる。但し、報告内容に不備・疑問点がある場合は、実地検査を実施する。 なお、受託者が保有個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、受託者を通じて又は区自らが実地検査を実施することができる。 これらの場合において、受託者又は受託者の再委託先が法に基づく規定を定めているときは、その規定を尊重し、実地検査を実施する。